

6月は環境月間

環境保全

「深めよう 関心と理解」

「高めよう 活動意欲」

環境課 ☎8836

環境にやさしい 事業所登録制度

市では、すべての事業所が環境に配慮した事業活動を行うことを目的に、「環境にやさしい事業所登録制度」を設けています。「環境にやさしい事業所」には、取り組み目標を三つ以上定め、身近なことから環境保全に取り組む「エコ・ハートまるがめ」と、数値による目標を三つ以上定め、率先して環境負荷の低減に努める「エコ・リーダーまるがめ」の二種類の登録方法があります。



このシンボルマークは、市内のデザイナー 中山晴賀さんのご厚意により、わたしたちの環境を優

しく包み育てるという思いを込めて、ボランティアで作成していただいたものです。

平成十九年四月一日現在の登録事業所数は、「エコ・ハートまるがめ」が九十三件、「エコ・リーダーまるがめ」が十五件です。

ふれあい環境探検隊

市では、自然の大切さを学び、生物に対する思いやりの心を育てることを目指し、「ふれあい環境探検隊」を開催しています。

今年度も、自然観察会、水辺の教室、星空探検隊、探鳥会、冬のため池探検隊を予定しています。

こどもエコクラブ

「こどもエコクラブ」は、環境省が応援する環境活動クラブです。市では、「こどもエコクラブ」事業を通じて子どもたちの環境学習を支援しています。

活動を始めるには、二人以上の仲間と、市とクラブの連絡をする「代表サポーター(大人)」が必要で、希望する場合は、登録用紙に必要事項を記入し、市環境課へ提出してください。

丸亀市環境基本計画

計画は、平成十九年四月一日から施行されており、生活環境や自然環境の保全と創造、資源循環型社会の構築などの環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、丸亀市における望ましい環境像を明らかにしています。その実現に向けての施策を体系化して、市民、事業者、市がとるべき行動を明確にするものです。

丸亀市環境保全 率先実行計画

市自らが率先して環境保全に係る行動を実践していくため、平成十九年五月に策定しました。この計画は、環境に優しいエコオフィスづくりを目指すものです。 ※「丸亀市環境基本計画」と「丸亀市環境保全率先実行計画」の進捗よく状況は、広報紙やホームページなどでお知らせします。

行事名	開催日時・場所	内容など
環境パネル展	6月11日(月)～15日(金)、市役所本館玄関ロビー	市役所では、環境省によるパネル展を同時開催
	6月18日(月)～22日(金)、綾歌市民総合センターロビー	
	6月25日(月)～29日(金)、飯山市民総合センターロビー	
ふれあい環境探検隊(自然観察会)	6月9日(土)、土器川生物公園 ※雨天の場合は6月10日(日)に順延	定員=30人(申込順) 締め切り=6月6日(水)
環境にやさしい事業所研修会	6月28日(木)、午後1時半～3時 飯山市民総合センター 4階多目的ホール	制度説明、活動状況報告・環境講演会

※詳しくは、市環境課(☎8836)へお問い合わせください。

放火による火災に 注意してください

放火 および放火の疑いによる火災は、全国の出火原因のトップを占めています。放火火災の傾向としては、冬から春先および夜間から明け方(午後八時から午前六時)にかけて多く発生しています。

建物に対する 放火防止対策

建物に放火されたケースを見ると、侵入されやすい場所や人気がない暗がりにおける放火が目立ちます。施錠管理をきちんと行い、外部からの侵入を防ぎましょう。

こちらは丸亀市消防本部です

☎0119

その他のものに対する 放火防止対策

夜間にごみ捨て場のごみや放置された新聞・雑誌などに放火

されるケースが多く見られます。夜間にごみを放置しないなど、ごみ集積場所の環境づくりを地域ぐるみで実施しましょう。 ※放火は、不特定多数の人間の生命、身体および財産に危険をもたらす極めて悪質な犯罪です。現に人が住んでいる建物などへ放火した場合は、「現住建造物等放火罪」として「殺人罪」と同等の重罪となっています。



救急車の適正利用に ご協力ください

救急車

は「いざ」というときに呼ぶものです。軽い病気やけがで救急車を利用すると、重症や危篤な傷病者の搬送に支障をきたすおそれがあります。救急件数は、年々増えています。このままでは、症状やけがの程度に応じて、救急車の出動を制限しなければならぬ事態も生じます。本当に必要なとき、利用できるためには、正しい救急車の利用をお願いします。

住宅のバリアフリー改修による 固定資産税の減額

税務課 ☎8859

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修が行われた住宅に対して、固定資産税の減額措置が受けられます。詳しくは、市税務課家屋担当へ。

減額	家族構成	工事要件	確認の手続き
翌年度分税額を3分の1減額(100㎡分までを限度とします)	次のいずれかの人が住んでいる既存の住宅(賃貸住宅を除く) ①65歳以上の人、②要介護認定または要支援認定を受けている人、③障害者	次の工事で、補助金などを除く自己負担が30万円以上のもの ①廊下の拡幅、②階段のこう配の緩和、③浴室の改良 ④便所の改良、⑤手すりの取り付け、⑥床の段差の解消、⑦引き戸への取り替え、⑧床表面の滑り止め化	・納税者は、改修後3か月以内に工事明細書や写真などの関係書類を添えて、市税務課に申告してください(工事内容を示す書類は、建築士、登録性能評価機関などによる証明でも代替可)。 ・市税務課では、工事内容などを書類で確認するとともに、必要に応じて現地確認を行います。

緊急性がない場合で、転院搬送(病院間の患者の移送)、入院、通院などで交通手段がない時は、市消防本部までお問い合わせください。民間患者搬送サービス(民間救急車や介護タクシーを二十四時間年中無休で案内しています)。

相談窓口

市消防本部(二十四時間体制) ☎0119、香川民間救急サービス ☎0120-45519

1) 西讀タクシー(車いす・☎3688)、琴参タクシー(車いす・☎25555)、ブルイータクシー(車いす・☎244848)、東讀交通車いす・☎1201131502

